公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定により、燕弥彦都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和３年10月５日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　　花　角　　英　世

１　公聴会の日時

令和３年11月５日（金）午後７時から

２　公聴会の開催場所

燕市水道町１丁目３番28号

燕市中央公民館西棟２階第１会議室

３　事案の概要

別紙「燕弥彦都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。

４　素案の縦覧

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課、燕市都市整備部都市計画課において、10月15日（金）まで縦覧に供する。

５　公聴会に出席して意見を述べることができる者

燕市の住民及び利害関係人

６　公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び燕市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

７　公述申出期限

令和３年10月15日（金）（必着のこと。）

８　公述申出先

(1) 三条市興野１丁目13番45号（〒955－0046）

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

電話　0256－36－2308

(2) 燕市吉田西太田1934番地（〒959－0295）

燕市都市整備部都市計画課

電話　0256－77－8263

９　公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10　費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11　公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後６時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の10名になり次第終了する。

12　公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13　その他

関連する燕市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14　問合せ先

新潟市中央区新光町４番地１（〒950－8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話　025－280－5429

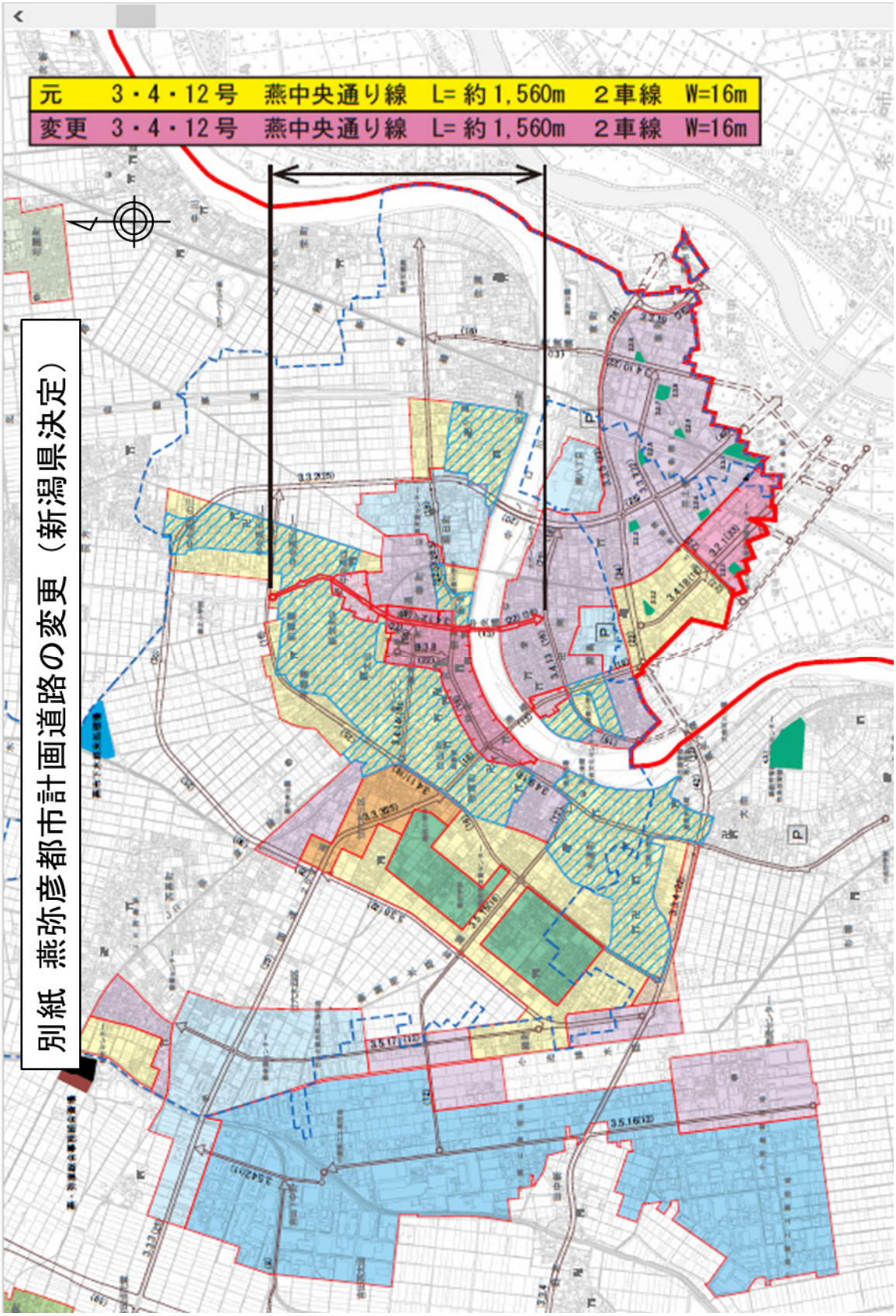
別紙　燕弥彦都市計画道路の変更（新潟県決定）
元　3・4・12号　燕中央通り線　L=約1,560m　2車線　W=16m
変更　3・4・12号　燕中央通り線　L=約1,560m　2車線　W=16m